

## アスリート委員会規程

### 第1条（総則）

本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という。）の定款第40条第1項に基づいて設置された、アスリート委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### 第2条（目的）

委員会は、デフテニス競技に関連するあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成およびデフテニス競技の普及発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（協議事項）

委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を理事会に報告する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) デフリンピックの推進活動に関すること
- (4) 選手のサポート環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) その他選手に関する一切のこと

### 第4条（委員会の構成）

委員会の委員（以下「委員」という。）は、現役アスリートおよびアスリート経験者から構成され、委員長1名を含む3名以上とする。ただし、委員は男女各1名以上でなければならない。委員の多様性に配慮して選任されなければならない。

### 第5条（委員の資格）

1. 現役アスリート委員は、年齢が16才以上で、かつ、本協会の登録競技者のうち、本協会主催競技会および国際レベルの競技会に過去5年以内に出場した選手とする。

- 国際レベルの競技会
- ・デフリンピック
  - ・世界団体選手権大会
  - ・世界個人選手権大会
  - ・アジア大会

- ・JDTA 選手権大会
2. アスリート経験者委員は、本協会の登録競技者で本協会主催競技会および国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。  
国際レベルの競技会
    - ・デフリンピック
    - ・世界団体選手権大会
    - ・世界個人選手権大会
    - ・アジア大会
    - ・JDTA 選手権大会
  3. 委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

#### 第6条（委員の選任）

1. 次期委員は、自薦と他薦による候補者の中から委員会の決議により選任される。
2. 委員に自薦する者は、委員会に対して立候補を表明する。
3. 委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で委員会に対して推薦する。
4. 委員が改選または増員された場合、委員会は、速やかに理事会に報告する。

#### 第7条（任期）

1. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまではその職務を行う。

#### 第8条（委員会の開催）

1. 委員会は、1年に1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
2. 委員は、いつでも委員会の開催を求めることができる。

#### 第9条（議長）

委員会の議長は、委員長とする。

#### 第10条（決議）

委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第11条（理事会への報告）

1. 委員会は、1年に1回以上、委員会の活動内容について、理事会に対し報告をしなければならない。
2. 前項による報告は、書面でなされなければならない。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。